平成２２年（フ）第２３１１号
大阪市鶴見区今津中２丁目５番12号
債務者　陣在　正幸
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８５号
大阪市西成区天下茶屋３丁目26番14号グランドハイツ銀翠202号
債務者　小野　恵美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３９３号
大阪市生野区巽南４丁目９番23号サングレイス光陽303、事業所所在地大阪市平野区平野北１－７－25
債務者　ジョイカンパニーこと　大久保　功
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４４３号
大阪市鶴見区鶴見５丁目１番17―207号
債務者　日高　洋輔
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５３号
大阪市西淀川区御幣島６丁目10番１―606号
債務者　桐間美津子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４６９号
大阪府高槻市富田町１丁目30番21―101号
債務者　細川　史朗
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５０９号
大阪市東淀川区豊里２丁目３番９―201号
債務者　小玉板金工業こと　小玉　則親
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９０１号
大阪府東大阪市足代３丁目10番５号502号
債務者　藤原　昭典
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３８７号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地　８―104
債務者　澤本　知和
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３８８号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地　８―104
債務者　澤本　知子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５３６号
大阪府東大阪市箱殿町10番10号　マンションアイランド２Ｆ202号
債務者　山﨑　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２６号
大阪府茨木市大住町12番13号
債務者　谷口三千代
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３１号
大阪市淀川区西宮原１丁目６番60―314号
債務者　永窪　義之
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８号
福岡県築上郡上毛町大字西友枝1932―１　サン・フラワー京築、住民票上の住所熊本県八代市鏡町内田335番地
債務者　林　　瑠美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
山形県南陽市宮内1465番地の４
債務者　高橋　一明
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第６４号
山形県南陽市宮内1465番地の４
債務者　高橋寿美江
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第６７号
山形県米沢市万世町金谷669番地の２
債務者　佐藤　安男
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所米沢支部